

戦争法制の制定を許さず、平和国家としての歩みを堅持することを求める決議

- 1 安倍政権は、本年5月14日、国際平和支援法案（恒久法・新法案）と自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法等の10本の現行法改定案（一括法案）を閣議決定し、翌15日、国会に提出した。

安倍政権が切れ目のない安全保障法制の整備と称するこれらの法案は、集団的自衛権の行使を解禁し、米軍やその同盟軍が行う世界中の戦争に、自衛隊が、いつでも、切れ目なく参入して軍事活動を可能とするものであり、平時（グレーゾーン）においても、自衛隊の武器使用を拡大し、現実化させる戦争法制である。

この戦争法制は、日本国憲法9条がまさに禁止している戦争・武力の行使の解禁に踏み切るものであり、憲法9条を真っ向から踏みこむ違憲法案である。本来、その閣議決定や国会提出自体が許されないものであり、ましてや、その成立は断じて許されるべきではない。

- 2 日本国民は、非軍事・平和の日本国憲法の下、戦後70年に亘り軍事力に依らない平和の実現を誠実に希求する道を選択し、戦争を起こすことも、参加することもしてこなかった。

他方、「積極的平和主義」を標榜する安倍政権は、中国の台頭、米国の軍事的影響力の相対的低下といった安全保障環境の変化を口実に米国を中心とした関係諸国とともに軍事行動を展開していくことこそが、日本の安全保障にとって唯一とすべき道であると強弁し「戦争する国づくり」に邁進している。

しかしながら、軍事力で平和をつくることはできない。「平和のための戦争」が成功したことはない。戦争はテロを拡散させ、「果てることのない戦争」の連鎖に道を開くものである。

戦後70年が経過した今、私たち日本国民は、今一度、憲法9条及び前文の意義と価値を再確認し、軍事力によらない平和の実現を追求しつつ、国民主権と人権が尊重される恒久平和主義の国づくりを力強く進めていかなければならない。

- 3 戦前、日本は侵略戦争により、その災禍をアジア・太平洋の全域にもたらし、アジア諸国民2000万人と日本人310万人もの尊い命を犠牲にした。日本国民はこの侵略戦争に対する猛省に基づき、戦争の惨禍を再びもたらすことはしないという非戦の誓いの下、平和憲法を制定した。

日本は、国際紛争の解決手段として軍事力を用いることは一切しないことを内外に宣言することによって、国際社会ひいては東アジア諸国の信頼を獲得してきた。

戦争法制を強行することは、この積み上げてきた信頼を反故にし、中国、韓国を中心とした東アジア諸国との軍事的緊張をいわずらに高め、国際社会と東アジアの平和と安定に亀裂を生じさせるものである。

世界各地の紛争に自衛隊を投入し、武力を行使することが平和の実現につながることはありえない。政府は、海外派兵恒久法を「国際平和支援法」、一括法を「平和安全保障法制整備法」と名付けているが、事実を偽り、国民を欺くものである。軍事力によって、日本と国際社会の平和を実現することなど決してありえないものである。

自由法曹団は、軍事力によらない平和国家としての歩みを堅持していくことこそが、日本と国際社会の平和の実現にとって選択すべき唯一の道であることを強く訴える。

- 4 自由法曹団は、恒久平和主義を破壊し日本を戦争する国に変えようとする戦争法制の廃案を断固求めるとともに、平和を願う国民と広く連帯し、この国の往くべき道は、平和の道であることを訴えるものである。私たちは、戦争法制を廃案にするまで全力を尽くしてたたかう決意である。

2015年5月18日

自由法曹団 2015年広島・安芸5月研究討論集会